



東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス食品加工教育実習棟
(ウッドデザイン賞2023優秀賞(林野庁長官賞))
(写真提供：株式会社 川澄・小林研二写真事務所)

第Ⅲ章

木材需給・利用と木材産業

我が国では古くから、木材を建築、生活用品、燃料等に多用してきた。我が国の木材需要は近年回復傾向にあり、合板等への国産材の利用が進んだことなどから、国産材供給量は増加傾向にある。

木材の利用は、地球温暖化の防止など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも貢献する。近年では、住宅分野に加え、公共建築物のほか、民間建築物も含めた非住宅分野における構造・内外装での木材利用や、木質バイオマスのエネルギー利用等の多様な木材利用の取組が進められている。このような中、木材産業の競争力の強化や新たなニーズを創出する製品・技術の開発・普及に取り組む必要がある。

本章では、木材需給の動向、木材利用の動向及び木材産業の動向等について記述する。



1. 木材需給の動向

(1) 世界の木材需給の動向

(ア) 世界の木材需給の概況

(世界の木材消費量及び生産量)

国際連合食糧農業機関(FAO)によると、世界の産業用丸太の消費量は、近年おおよそ20億 m^3 で推移しており、2022年は前年比2%減の20億2,606万 m^3 であった。産業用丸太以外の燃料用丸太については、2022年の世界の消費量は前年比1%増の19億6,518万 m^3 であり、99%以上が生産国内で消費されている。

世界の産業用丸太の2022年の生産量は、前年比2%減の20億1,604万 m^3 であった。また、製材の生産量は、前年比2%減の4億8,126万 m^3 、合板等の生産量は、前年比3%減の3億7,529万 m^3 であった¹。

(世界の木材輸入量の動向)

2022年における世界全体の木材輸入量は、産業用丸太については、前年比17%減の1億1,858万 m^3 であった。中国が世界最大の輸入国で、2012年と比べると、輸入量は3,781万 m^3 から4,360万 m^3 に15%増加した。世界の輸入量に占める中国の割合も33%から37%に上昇した。一方、我が国の輸入量は451万 m^3 から253万 m^3 に44.0%減少した。

製材については、前年比7%減の1億3,733万 m^3 であった。米国が世界最大の輸入国で、2012年と比べると、輸入量は1,741万 m^3 から2,700万 m^3 に55%増加した。一方、我が国の輸入量は656万 m^3 から490万 m^3 に25.3%減少した。

合板等については、前年比7%減の9,289万 m^3 であった。米国が世界最大の輸入国で、2012年と比べると、輸入量は858万 m^3 から1,693万 m^3 に97%増加した。一方、我が国の輸入量は447万 m^3 から390万 m^3 に12.6%減少した(資料Ⅲ-1)。

(世界の木材輸出量の動向)

2022年における世界全体の木材輸出量は、産業用丸太については、前年比18%減の1億856万 m^3 であった²。ニュージーランドが世界最大の輸出国で、2012年と比べると、中国の需要増加により、輸出量が1,376万 m^3 から2,018万 m^3 に47%増加した。

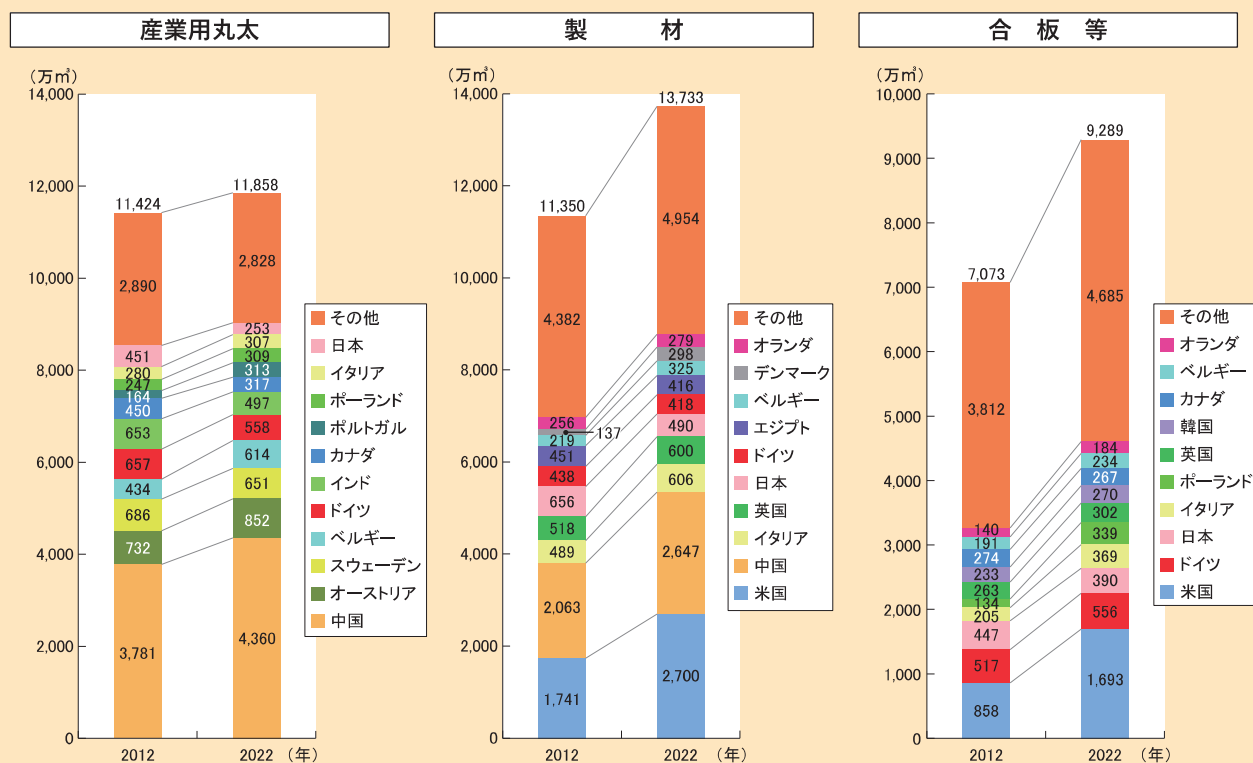
製材については、前年比8%減の1億4,310万 m^3 であった。カナダが世界最大の輸出国で、2012年と比べると、2,537万 m^3 から2,461万 m^3 に3%減少した。

合板等については、前年比6%減の9,414万 m^3 であった。中国が世界最大の輸出国で、2012年と比べると、1,362万 m^3 から1,385万 m^3 に2%増加した(資料Ⅲ-2)。

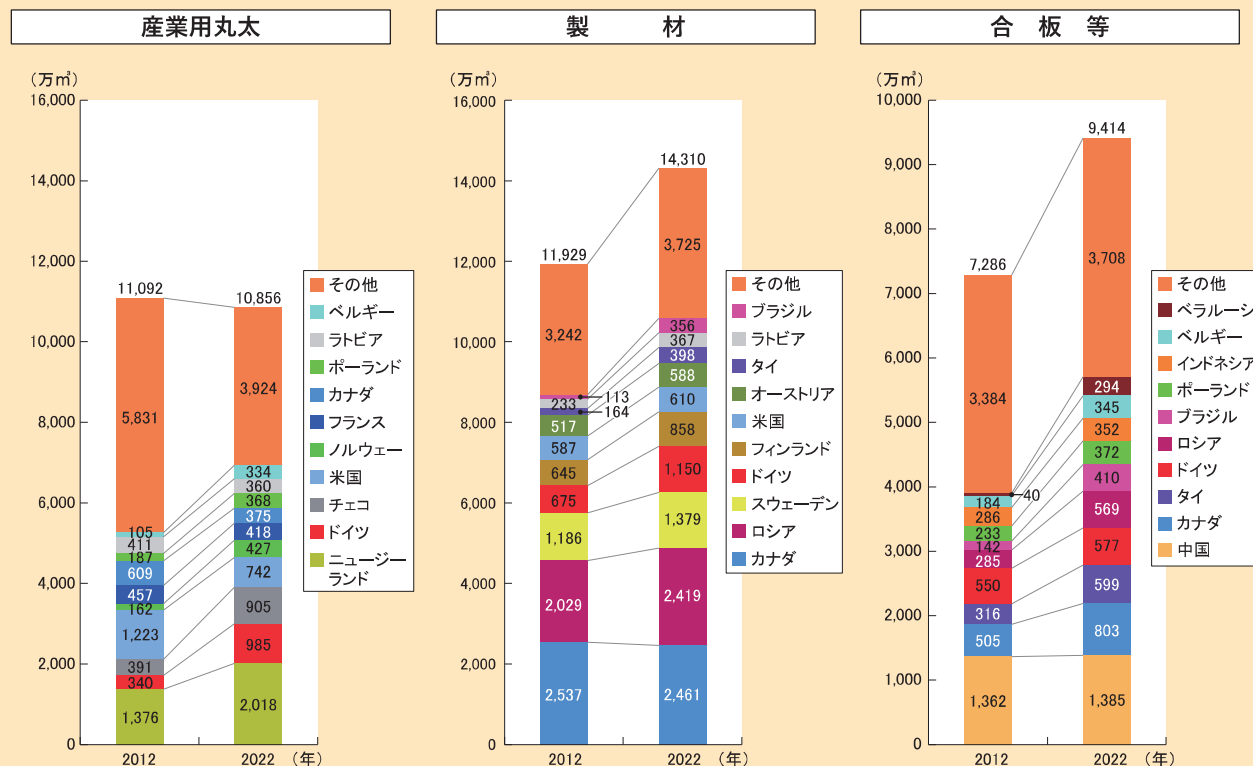
¹ FAO「FAOSTAT」(2023年12月21日現在有効なもの)。消費量は生産量に輸入量を加え、輸出量を除いたもの。

² 輸入量と輸出量の差は、輸出入時の検量方法の違い等によるものと考えられる。

資料Ⅲ－１ 世界の木材(産業用丸太・製材・合板等)輸入量(主要国別)



資料Ⅲ－２ 世界の木材(産業用丸太・製材・合板等)輸出量(主要国別)



注１：合板等には、合板、パーティクルボード、OSB及び繊維板を含む。

２：計の不一致は四捨五入による。

資料：FAO「FAOSTAT」（2023年12月21日現在有効なもの）

(イ)2022年の各地域における木材需給の動向³**(北米の動向)**

新型コロナウイルス感染症の影響下で好調だった北米の住宅市場は、住宅ローン金利の上昇による需要減などの影響で、2022年後半から供給過剰となり、米国の住宅着工件数は最終的に前年比3%減の約155万戸となった。また、2021年に歴史的な水準まで高騰した針葉樹製材価格は、2022年後半には下落し、新型コロナウイルス感染拡大以前の水準まで戻った。



木材輸入に関する情報

https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/mokuzai_yunyu_enjou.html

2022年の米国における針葉樹製材生産量は前年から微増の6,400万 m^3 、カナダの生産量は前年比9.5%減の3,640万 m^3 となり、特にブリティッシュコロンビア州の生産量は州政府の森林政策の影響等により大幅に減少し14.6%減となった。また、米国の針葉樹製材消費量は、前年からほぼ横ばいの8,800万 m^3 、カナダの消費量は生産量の減少により前年比9.5%減の1,300万 m^3 となった。貿易取引に関しては、米国はカナダからの輸入量が減少したが、欧州からの輸入量が増加した。カナダは中国や日本への輸出量が減少した。

(欧州の動向)

2022年の欧州の針葉樹製材生産量は、前年比2.9%減の1億1,520万 m^3 となった。針葉樹製材消費量は、特にドイツと英国で大幅な減少がみられたことから、前年比7.2%減の9,600万 m^3 となり、過去5年間で最低となった。欧州産の針葉樹製材の需要は、前年と比較して米国や北アフリカなど海外で特に旺盛であったものの、欧州内の貿易取引は大幅に減少した。

(ロシアの動向)

2022年のロシアの針葉樹製材輸出額は、前年比17%減の45億ドルとなった。この減少は、欧州連合(EU)が、ロシア・ウクライナ情勢に伴う輸入禁止措置等の経済制裁を行った影響によるものと考えられる。また、ロシアの針葉樹製材輸出市場では、欧州のシェアが減少し、中国のシェアが拡大した。

(中国の動向)

中国の針葉樹製材需要は、国内の不動産市場の動向が不透明な点や、新型コロナウイルス感染症に関連したロックダウンによる行動制限の影響などから、2022年は低調に推移した。

(ウ)国際貿易交渉の動向

我が国は、多くの国や地域との間で経済連携協定等の締結に取り組んできた。平成30(2018)年に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP協定)」、平成31(2019)年に「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日EU・EPA)」、令和2(2020)年に「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)」、令和3(2021)年に「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)」、令和4(2022)年に「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」が発効した。これらの協定の締結においては、林産物の関税率の引下げが

³ 各地域における木材需給の動向の記述は、UNECE/FAO (2023) Forest Products Annual Market Review 2022-2023による。

我が国及び相手国の持続可能な森林経営に悪影響を及ぼすことがないよう配慮して交渉を行い、合意に至ったものである。

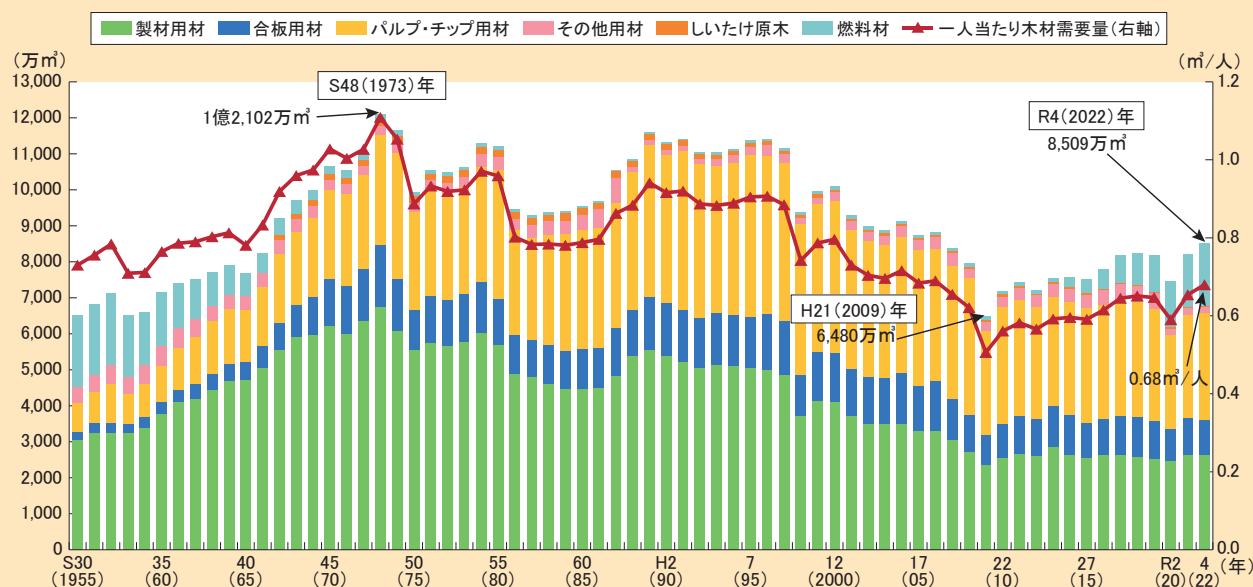
(2)我が国の木材需給の動向

(木材需要は回復傾向)

我が国の木材需要量⁴は、昭和48(1973)年に過去最高の1億2,102万 m^3 となったが、オイルショックやバブル景気崩壊後の景気後退等により減少傾向となり、平成21(2009)年にはリーマンショックの影響により、前年比18.5%減の6,480万 m^3 と大幅に減少した。近年は、木質バイオマス発電施設等での燃料材の利用増加等により、平成20(2008)年の水準を上回るまでに回復していたが、令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく落ち込んだ。令和4(2022)年の木材需要量は、木造が多くを占める戸建住宅の新設着工戸数の減少により建築用材の需要が減少した一方、燃料材の需要が増加したこと等により、前年比3.6%増の8,509万 m^3 となった。我が国の人口一人当たり木材需要量は0.68 m^3 /人となった。

用材全体の需要量は前年に比べて35万 m^3 増加し、前年比0.5%増の6,749万 m^3 、燃料材は前年に比べて265万 m^3 増加し、前年比18.0%増の1,739万 m^3 となった。また、木材需要全体に占める製材用材の割合は30.9%(2,626万 m^3)、合板用材は11.5%(982万 m^3)、パルプ・チップ用材は34.7%(2,955万 m^3)、その他用材は2.2%(187万 m^3)、燃料材は20.4%(1,739万 m^3)となっている(資料Ⅲ-3)。

資料Ⅲ-3 木材需要量の推移



注：平成26(2014)年から燃料用チップを「燃料材」に加えている。
資料：総務省「人口推計」、林野庁「木材需給表」

⁴ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。このうち、燃料材とは、木炭、薪、燃料用チップ、木質ペレットである。いずれの品目についても丸太換算値。

(国産材供給量は増加傾向)

我が国における国産材供給量⁵は、平成14(2002)年の1,692万 m^3 を底として、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での燃料材利用の増加等を背景に、増加傾向にある。令和4(2022)年の国産材供給量は、全体で前年比2.7%増の3,462万 m^3 、建築用材等で前年比1.9%増の1,785万 m^3 となった(資料Ⅲ－4)。林野庁は、建築用材における国産材利用量の目標を定めており、令和7(2025)年度までに2,500万 m^3 を目指すこととしている。

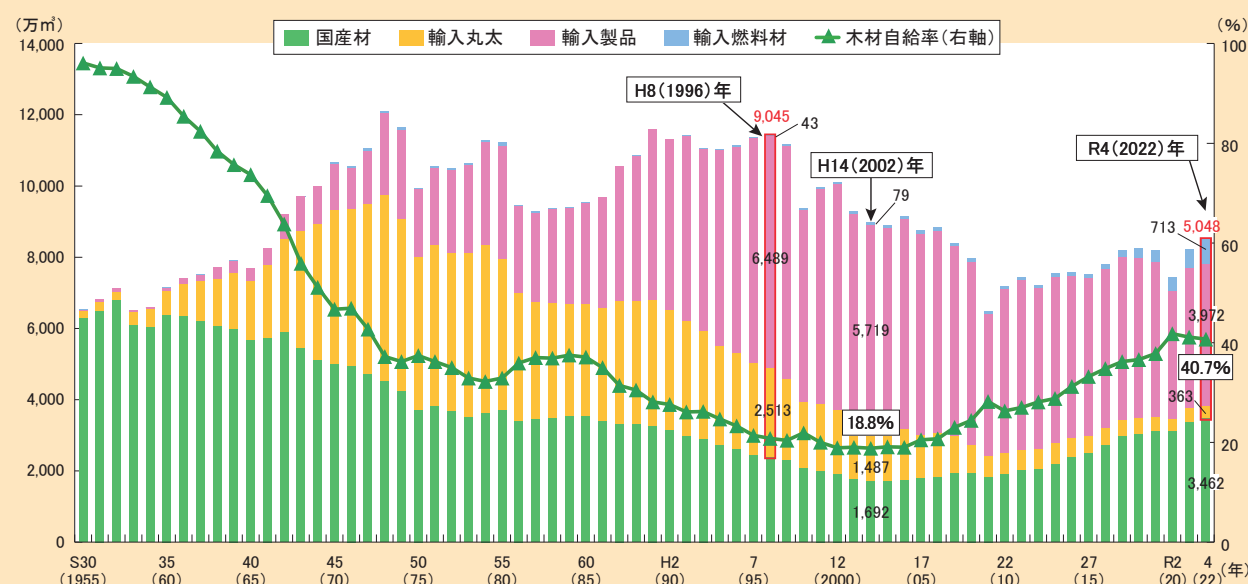
(木材輸入)

我が国の木材輸入量⁶は、平成8(1996)年の9,045万 m^3 をピークに減少傾向にあるが、令和4(2022)年の木材輸入量は、前年比4.3%増の5,048万 m^3 となった。そのうち、木材製品の輸入量は、木材チップ等の増加により、前年から1.5%増加して3,972万 m^3 となった。また、燃料材の輸入量は前年から32.1%増加して713万 m^3 となった(資料Ⅲ－4)。

品目別に令和4(2022)年の輸入量(製品ベース)をみると、丸太は、前年比5.2%減の250万 m^3 となった。特にカナダからの輸入は、年後半に合板などの製品需要が急減したことで輸入量が減少し、前年比7.3%減の69万 m^3 となった。一方、米国からの輸入は一定のシェアを維持し、前年比1.4%減の149万 m^3 となった。

製材は、前年比1.3%増の490万 m^3 となった。特にEUからの輸入は、ロシア・ウクライナ情勢の影響による木材不足の再来が懸念されたことから輸入量が増加し、前年比19.5%増の257万 m^3 となった。他方、カナダからの輸入は、産地価格が大幅に値上がりしたことで、欧州材等の競合材の流入を招いたことから輸入量が減少し、前年比23.5%減の94万 m^3 となった。

資料Ⅲ－4 木材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

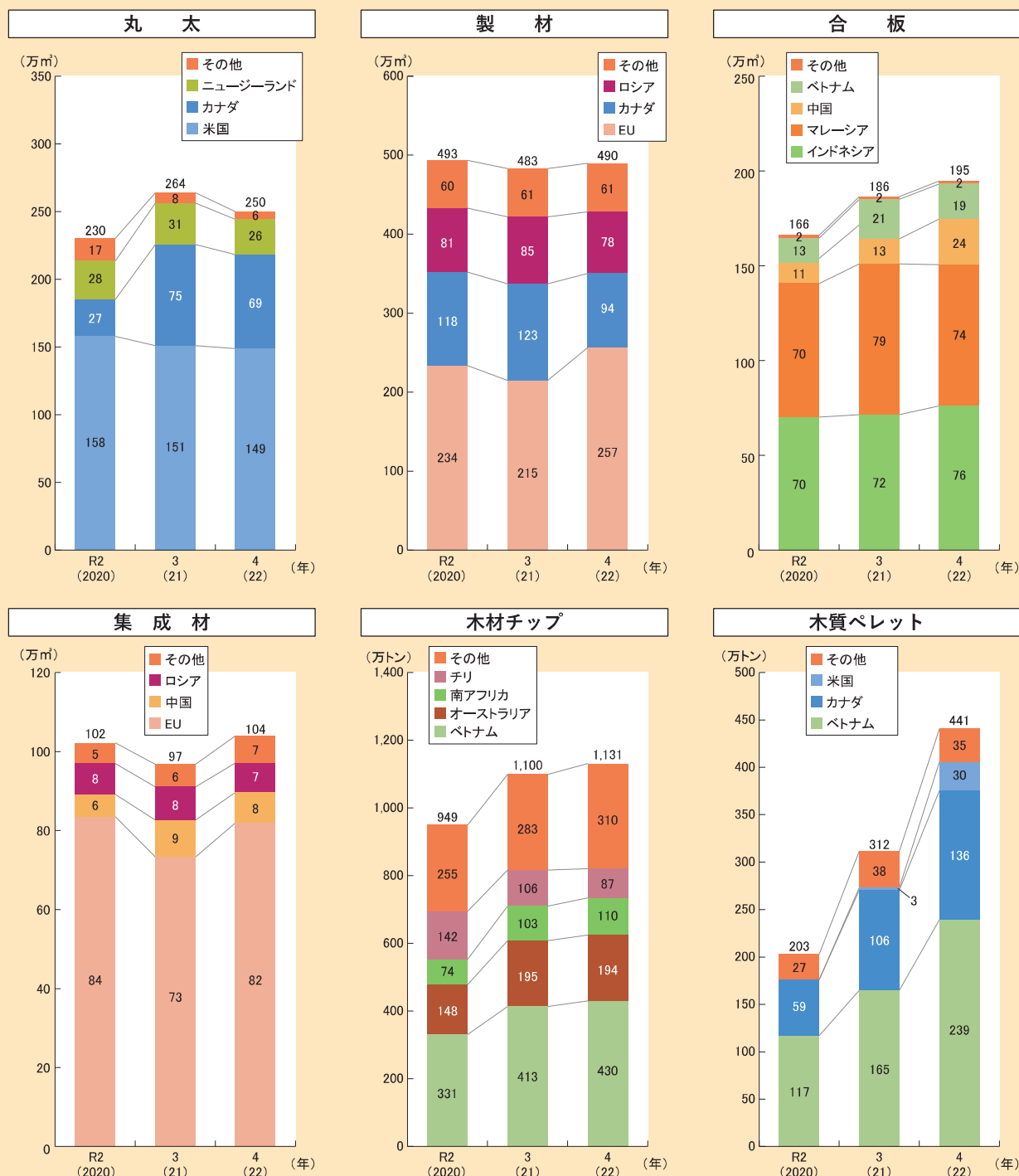
⁵ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。いずれの品目についても丸太換算値。

⁶ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、燃料材を含む総数。いずれの品目についても丸太換算値。

合板は、前年比4.5%増の195万 m^3 となった。特に中国からの輸入は、国産針葉樹合板の供給不足の影響もあり、春から夏にかけて輸入量が急増し、前年比80.9%増の24万 m^3 となった。また、マレーシアからの輸入は前年比6.3%減の74万 m^3 、インドネシアからの輸入は前年比6.5%増の76万 m^3 となった。

集成材は、前年比7.5%増の104万 m^3 となった。特にEUからの輸入は、製材と同様にロシア・ウクライナ情勢の影響による木材不足の再来が懸念されたことから、輸入量が増加し、

資料Ⅲ－5 品目別の木材輸入量の推移



注1：計の不一致は四捨五入による。

2：令和2(2020)年2月から英国がEUを脱退したが、年間比較をするため、全ての期間においてEUに英国を含まない。

資料：財務省「貿易統計」

前年比11.7%増の82万 m^3 となった。

木材チップは、前年比2.9%増の1,131万トンとなった。特にベトナムからの輸入は前年比4.0%増の430万トン、南アフリカからの輸入は前年比7.1%増の110万トンとなった。新型コロナウイルス感染症に関連した行動制限の緩和に伴う経済活動の回復等により、パッケージング用紙の需要が増加した。他方、デジタル化の加速により、グラフィック用紙の需要が減少した。

木質ペレットは、前年比41.4%増の441万トンとなった。国内では木質バイオマス発電所が相次いで稼働し、国内需要の高まりから輸入量が急増した。特にベトナムからの輸入量は前年比45.3%増の239万トン、カナダからの輸入量は前年比28.4%増の136万トン、米国からの輸入量は前年比11.2倍の30万トンとなった(資料Ⅲ－5)。

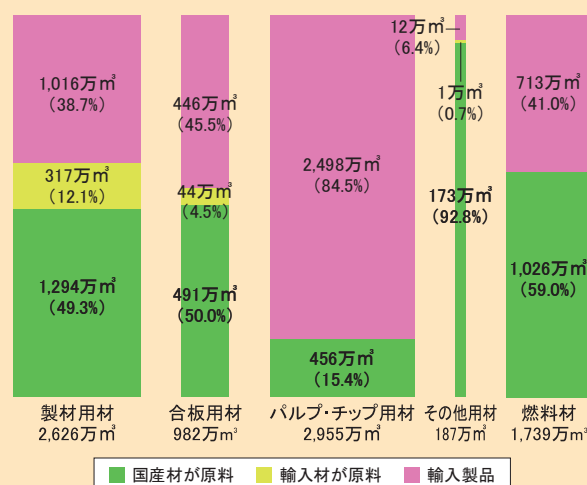
(ロシア・ウクライナ情勢の影響)

ロシアは、令和4(2022)年3月に、我が国を含む非友好国⁷に対して、チップ、丸太及び単板の輸出を禁止することを発表した⁸。また、我が国は、対ロシア制裁の一環として、木材以外の品目と合わせて、同年4月にチップ、丸太及び単板についてロシアからの輸入禁止措置を実施した。ロシアは同年8月に単板、令和5(2023)年3月に木材チップの輸出禁止措置を一部解除したが、我が国の輸入禁止措置は令和6(2024)3月末時点で継続している。

(木材自給率は4割を維持)

我が国の木材自給率⁹は、国産材供給の減少と木材輸入の増加により低下を続け、平成14(2002)年には18.8%まで低下した。その後は、人工林資源の充実や技術革新等による国産材利用の増加等を背景に上昇傾向で推移していたが、令和4(2022)年は、国産材供給量が増加した一方で、パルプ・チップ用材及び燃料材の輸入量が大きく増加した結果、木材自給率は前年より0.4ポイント低下して40.7%(建築用材等¹⁰は1.5ポイント増の49.5%)となった(資料Ⅲ－4)。自給率を用途別にみると、製材用材は49.3%(前年比0.2ポイント増)、合板用材は50.0%(前年比4.7ポイント増)、パルプ・チップ用材は15.4%(前年比1.1ポイント減)、燃料材は59.0%(前年比4.4ポイント減)となっている(資料Ⅲ－6)。

資料Ⅲ－6 令和4(2022)年の木材需給の構成



- 注1：しいたけ原木については省略している。
 2：いずれも丸太換算値。
 3：計の不一致は四捨五入による。
 4：「パルプ・チップ用材」のチップ及び「燃料材」として使用されるチップは、丸太を原料として製造されたチップに限る。
 5：「製材用材」の「輸入製品」には、集成材等を含む。「パルプ・チップ用材」の「輸入製品」には、再生木材(パーティクルボード等)を含む。
- 資料：林野庁「令和4(2022)年木材需給表」

⁷ 日本、米国、英国、EU27か国、韓国等を含む48の国と地域。

⁸ 2022年3月9日 ロシア政令第313号

⁹ 林野庁「令和4(2022)年木材需給表」。木材自給率の算出は次式による。

自給率＝(国内生産量÷総需要量)×100

¹⁰ 「建築用材等」は、木材需給表における「製材用材」と「合板用材」の合計。

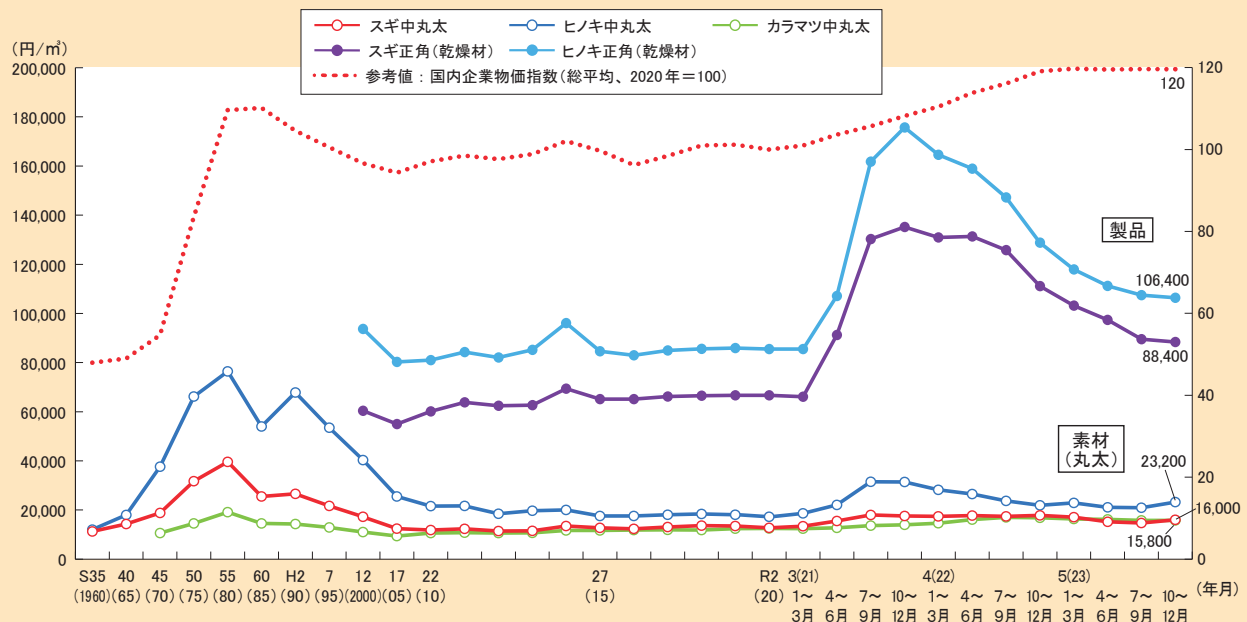
(3) 木材価格の動向 (国産材の製材品価格等)

令和3(2021)年は、国内の住宅需要が回復する中、米国における住宅着工の増加による木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、我が国において輸入木材の不足・価格高騰¹¹が発生した。また、輸入木材の代替として国産材の需要が高まり、国産材の製材品等の価格は春から大幅に上昇した。

令和5(2023)年は、国産材の製材品等の価格は令和3(2021)年のピークから低下しているが、価格上昇前の令和2(2020)年と比べて高い水準で推移している(資料Ⅲ-7)。国産材の製材品の年平均価格は、スギ正角(乾燥材)は94,600円/m³(前年比30,200円/m³安)、ヒノキ正角(乾燥材)は110,700円/m³(前年比39,200円/m³安)となった¹²。

一方、令和5(2023)年の国産針葉樹チップの年平均価格は16,700円/トン(前年比1,400円/トン高)、国産広葉樹チップの年平均価格は20,900円/トン(前年比1,100円/トン高)となった¹³。

資料Ⅲ-7 我が国の木材価格の推移



- 注1: 「スギ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「ヒノキ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「カラマツ中丸太」(径14~28cm、長さ3.65~4.0m)のそれぞれ1 m³当たりの製材工場着の価格。
- 2: 「スギ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)、「ヒノキ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)のそれぞれ1 m³当たりの価格(木材市売市場における取引価格又は木材販売業者等の店頭売渡し販売価格)。
- 3: 令和3(2021)年から令和5(2023)年までの価格及び国内企業物価指数は、各月の数値を四半期ごとに平均したもの。
- 4: 平成25(2013)年の調査対象等の見直しにより、平成25(2013)年以降の「スギ正角(乾燥材)」、「スギ中丸太」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象等の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。
- 資料: 農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

¹¹ 令和3(2021)年における輸入木材の不足・価格高騰については、「令和3年度森林及び林業の動向」特集1 10-13ページを参照。

¹² 農林水産省「令和5年木材需給報告書」

¹³ 農林水産省「令和5年木材需給報告書」

(国内の素材価格)

素材¹⁴価格は、令和3(2021)年に国産材の需要の高まり等を受けて上昇し、令和5(2023)年にかけては下落傾向にあるものの、価格上昇前の令和2(2020)年よりも高い水準で推移している(資料Ⅲ-7)。令和5(2023)年の年平均価格は、スギは15,800円/m³(前年比1,800円/m³安)、ヒノキは22,000円/m³(前年比3,100円/m³安)、カラマツは16,000円/m³(前年比100円/m³安)となった¹⁵。

(4)違法伐採対策

(世界の違法伐採木材の貿易の状況)

2022年9月に英国王立国際問題研究所(チャタムハウス)が公表した報告書¹⁶によると、主要な木材由来製品輸出国37か国について調査した結果、木材由来製品の違法取引の割合は、過去20年間で輸出量、輸出額ともに減少しているものの、国際貿易の全体的増加に伴いその数量及び金額は増加している。調査対象以外の全ての国の輸出が完全に合法であると仮定すると、調査対象37か国による2018年の違法伐採に係る貿易は、材積ベース(丸太換算)で世界の輸出の少なくとも4%(約4,000万m³)、金額ベースで3%(約70億ドル)を占めたと推定している。違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがある。EU、豪州などの諸外国では、木材の取引に当たり、市場における最初の出荷者等に対し、木材等の違法伐採のリスクの確認やそのための体制整備等について義務を課している。

(政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進)

我が国では、まずは政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進するため、平成18(2006)年に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。))に基づく基本方針において、合法性や持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とするよう明記した。同基本方針に併せて林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の証明方法を活用し木材を供給する事業者として、令和6(2024)年3月末時点で、149の業界団体により12,081の事業者が認定されている。

(「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」による合法伐採木材等の更なる活用)

民間需要においても、平成29(2017)年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下「クリーンウッド法」という。))により、全ての事業者は合法伐採木材等¹⁷を利用するよう努めることが求められ、特に木材関連事業者¹⁸は、扱う木材等について「合法性の確認」等の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとなった。こ



合法伐採木材等に関する
情報提供ホームページ
「クリーンウッド・ナビ」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

¹⁴ 製材・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

¹⁵ 農林水産省「令和5年木材需給報告書」

¹⁶ CHATHAM HOUSE (2022) Establishing fair and sustainable forest economies

¹⁷ 我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等。

¹⁸ 木材等の製造、加工、輸入、販売等を行う者。

の措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、国に登録された第三者機関である登録実施機関に申請して登録を受けることができる。登録木材関連事業者は、令和6(2024)年3月末時点で、660件登録されている。第一種登録木材関連事業者¹⁹により合法性が確認された木材は、令和4(2022)年度は約3,500万m³と令和4(2022)年の木材需要量の約4割となっている。

林野庁では、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、本サイトを通じて合法伐採木材等に関する情報提供や、木材関連事業者の登録促進等の取組を行っている。

なお、政府調達については、グリーン購入法に基づく基本方針の下、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則し、合法性の確認や分別管理等をすることとなっている。

クリーンウッド法の施行状況等を踏まえ、違法伐採対策の取組を強化することを目的として、川上・水際の木材関連事業者²⁰が合法性確認等に確実に取り組むよう義務付けること等を内容とするクリーンウッド法の一部改正法が、令和5(2023)年4月に第211回通常国会において成立した。

(国際的な取組)

我が国は、木材生産国における合法性・持続可能性が確保された木材等の流通及び利用に向けた支援に取り組んでいる。令和3(2021)年から令和5(2023)年にかけては、ベトナムにおける持続可能な木材消費の促進のためのプロジェクトへの支援を、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じて実施した(事例III-1)。

また、「アジア太平洋経済協力(APEC)」の「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ(EGILAT)会合」では、令和5(2023)年2月及び7月に違法伐採対策の取組状況についての情報交換が行われた。我が国からは改正したクリーンウッド法の概要等について報告を行った。

¹⁹ 樹木の所有者から丸太を受け取り、加工、輸出等の事業を行う木材関連事業者又は木材等の輸入を行う木材関連事業者のうち、登録を受けた者。

²⁰ 樹木の所有者から丸太を受け取り、加工、輸出等の事業を行う木材関連事業者又は木材等の輸入を行う木材関連事業者。

事例Ⅲ－１ 国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出によるベトナムにおける持続可能な木材消費促進プロジェクト

ベトナムの木材産業は、過去20年間、輸出を中心に急速に成長してきたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、輸出依存による不安定性が露呈した。

このため、林野庁では、ITTOへの資金拠出を通じ、我が国の経験を活かして、同国内における木材利用の促進に向けたプロジェクトへの支援を行った。

本プロジェクトでは、木材利用の促進に向けた政策的な基盤づくりに向け、我が国や欧米における先進事例の収集と同国内の現状・課題等の分析等を行った。その結果、人工林育成の主体となる小規模生産者(農家)と国内市場への家具等の木製品供給の主体となる小規模木材加工業者に対する支援が効果的であると判明したことから、その組織化やガバナンスの向上に取り組んだ。

また、現地ニーズに沿った実証的取組として、木造モデル住宅の展示、茶葉乾燥に用いる木質バイオマスガス燃焼装置の試験的導入等により、同国内における新たな木材の需要や市場の開拓を行った。さらに、将来的に木材産業での活躍が期待される学生や若手専門家を対象としたキャリア開発セミナーや木材製品デザインコンテストの開催等を通じ、木材利用促進の担い手となる人材の育成を行った。

こうした取組を通じ、同国内で木材利用の意義に対する理解や木材利用に対する意識が一層深まることにより、過度に輸出に依存しない木材産業構造への転換とカーボンニュートラルの実現に貢献することが期待される。



ベトナムの建築大学における木造モデル住宅の展示



若手起業家によりデザインされたモダンな木製家具製品